

令和2年瀬戸市議会6月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第46号議案	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
担当課・係名	行政課 法務管理係、行政委員会事務局
1 条例制定の理由	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、瀬戸市条例中所需の事項を改正するもの
2 条例制定の概要	(1) 主な内容 ア 本条例で改正の対象となる条例 ① 瀬戸市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 ② 瀬戸市固定資産評価審査委員会条例 (2) 改正内容 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」となり、同法第3条（電子情報処理組織による申請等）が第6条となる法改正にあわせ、条例中の該当条文を改める。 ※条例の内容に変更は生じない。 (3) 施行期日等 公布の日
3 条例制定に係る根拠法令	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）

第47号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>公益財団法人瀬戸市開発公社の名称が変更されたことを受け、条例中所需の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>職員を派遣することができる団体のうち、「公益財団法人瀬戸市開発公社」を「一般財団法人瀬戸市開発公社」に改める。</p> <p>※条例の内容に変更は生じない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条</p> <p>(2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条</p>

第48号議案	特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定について												
担当課・係名	人事課 人事給与係												
1	<p>条例制定の理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大による市民生活への影響を踏まえ、今後も、財政出動を視野に入れた本市独自の対策が必要になることを考慮し、市長、副市長及び教育長の給料月額等を一定期間減額するに当たり、減額の割合や期間などの必要な事項を定めるため条例を制定するもの</p>												
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの9月間における市長の給料月額を20パーセント、副市長及び教育長の給料月額をそれぞれ10パーセント減額する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減額後の額</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>791,200円 (197,800円減)</td> <td>989,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>730,800円 (81,200円減)</td> <td>812,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>649,800円 (72,200円減)</td> <td>722,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 期末手当及び退職手当の算出に当たっては、本条例による減額を適用しない。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>		減額後の額	現行	市長	791,200円 (197,800円減)	989,000円	副市長	730,800円 (81,200円減)	812,000円	教育長	649,800円 (72,200円減)	722,000円
	減額後の額	現行											
市長	791,200円 (197,800円減)	989,000円											
副市長	730,800円 (81,200円減)	812,000円											
教育長	649,800円 (72,200円減)	722,000円											
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項</p>												
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>市長、副市長及び教育長の令和2年7月から令和3年3月までの給与の総額（見込）が、それぞれ1,887,012円、774,648円、688,788円減額となるもの。</p>												

第49号議案	瀬戸市市税条例の一部改正について
担当課・係名	税務課 市民税係、収納係、家屋償却係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、条例中 要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 令和2年度税制改正</p> <p>(ア) 市民税に関する事項</p> <p>a 個人の市民税の非課税の範囲について、ひとり親（前年の合計 所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象に追加す る。</p> <p>※ひとり親：婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にす る子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者</p> <p>b 長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例について、低未 利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を 創設する。</p> <p>(イ) たばこ税に関する事項</p> <p>たばこ税の課税標準について、軽量な葉巻たばこに係る紙巻 たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2 段階で見直す。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応</p> <p>(ア) 固定資産税に関する事項</p> <p>a 生産性革命の実現に向けた償却資産に係る特例措置について、 現行の対象資産に一定の事業用家屋と構築物を追加する。</p> <p>b 固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例規定について、一 定の要件を満たす中小事業者等を対象とし、令和3年度課税分 を軽減する規定を追加する。</p> <p>(イ) 軽自動車税に関する事項</p> <p>環境性能割の軽減税率適用の特例措置について、対象とする軽 自動車の取得期間を6月延長し、令和3年3月31日までに取得 したものを対象とする。</p> <p>(ウ) 徴収猶予に関する事項</p> <p>徴収猶予の特例に係る手続等について、徴収猶予の手続につ</p>

いて条例で規定している事項を準用する規定を追加する。

(I) 市民税に関する事項

住宅借入金等特別税額控除の特例について、所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症特例法の適用を受けた場合には、特例期間を1年延長し、令和16年度までとする規定を追加する。

(2) 施行期日等

その他所要の事項を改正し、施行の日を改正条例に応じて、公布の日、令和2年10月1日、令和3年1月1日、同年10月1日、令和4年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。

3 条例改正に係る根拠法令

(1) 令和2年度税制改正

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）

4 条例改正に伴う影響、効果等

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、必要な税制上の措置を講ずるもの。

第50号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について
担当課・係名	市民課 市民係
1 条例改正の理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するもの
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの廃止を受け、同カードの再交付手数料を廃止する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
4 条例改正に伴う影響、効果等	情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的とした法改正により通知カードが廃止されることに伴う条例改正。通知カードの廃止に伴い、マイナンバーカードの利用促進が期待されるもの。

第51号議案	瀬戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について																					
担当課・係名	消防課 庶務グループ																					
1 条例改正の理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するもの																					
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 団員の補償基礎額を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長・ 副団長</td> <td>12,440円 (40円増)</td> <td>13,320円 (20円増)</td> <td>14,200円 (変更なし)</td> </tr> <tr> <td>分団長・ 副分団長</td> <td>10,670円 (70円増)</td> <td>11,550円 (50円増)</td> <td>12,440円 (40円増)</td> </tr> <tr> <td>部長・班長 ・団員</td> <td>8,900円 (100円増)</td> <td>9,790円 (90円増)</td> <td>10,670円 (70円増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 消防作業従事者等の補償基礎額は8,900円(100円増)</p> <p>イ 民法の一部改正に伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、「年5分の割合」から「法定利率」に改定する。</p>			階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長・ 副団長	12,440円 (40円増)	13,320円 (20円増)	14,200円 (変更なし)	分団長・ 副分団長	10,670円 (70円増)	11,550円 (50円増)	12,440円 (40円増)	部長・班長 ・団員	8,900円 (100円増)	9,790円 (90円増)	10,670円 (70円増)
階級	勤務年数																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																			
団長・ 副団長	12,440円 (40円増)	13,320円 (20円増)	14,200円 (変更なし)																			
分団長・ 副分団長	10,670円 (70円増)	11,550円 (50円増)	12,440円 (40円増)																			
部長・班長 ・団員	8,900円 (100円増)	9,790円 (90円増)	10,670円 (70円増)																			
(2) 施行期日等	<p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日(補償基礎額に関する規定は令和2年4月1日から適用)とし、所要の経過措置を設ける。</p>																					
3 条例改正に係る根拠法令	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和2年政令第69号)																					
4 条例改正に伴う影響、効果等	補償基礎額を引き上げることにより、公務災害補償の額が増額となることから、被災した非常勤消防団員本人やその家族の生活の向上につながることを期待される。																					

第52号議案	CD-I型消防ポンプ自動車（深川分団車）の買入れについて
担当課・係名	消防課 庶務グループ
1 議案提出の理由	CD-I型消防ポンプ自動車（深川分団車）の買入れに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 買入物件 CD-I型消防ポンプ自動車（深川分団車）</p> <p>(2) 設備内容 水ポンプ装置（ポンプ性能A-2級）等を装備した消防ポンプ自動車</p> <p>(3) 買入価格 22,550,000円</p> <p>(4) 買入先 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号 株式会社モリタ名古屋支店</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条
4 議案提出に伴う影響、効果等	現在深川分団に配備している消防ポンプ自動車を耐用年数経過に伴い更新し、引き続き消防活動を推進していく。

第53号議案	CD-II型消防ポンプ自動車（ポンプ10号車）の買入れについて
担当課・係名	消防課 庶務グループ
1 議案提出の理由	CD-II型消防ポンプ自動車（ポンプ10号車）の買入れに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 買入物件 CD-II型消防ポンプ自動車（ポンプ10号車）</p> <p>(2) 設備内容 水ポンプ装置（ポンプ性能A-2級）等を装備した消防ポンプ自動車</p> <p>(3) 買入価格 79,860,000円</p> <p>(4) 買入先 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号 株式会社モリタ名古屋支店</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条
4 議案提出に伴う影響、効果等	現在配備している消防ポンプ自動車を耐用年数経過に伴い更新し、引き続き消防活動を推進していく。

第54号議案	災害対応特殊救急自動車（救急1号車）及び高度救命処置用資機材の買入れについて
担当課・係名	消防課 庶務グループ
1 議案提出の理由	災害対応特殊救急自動車（救急1号車）及び高度救命処置用資機材の買入れに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 買入物件 災害対応特殊救急自動車（救急1号車）及び高度救命処置用資機材</p> <p>(2) 設備内容 高規格救急車及び高度救命処置用資機材（気道確保用資機材、自動体外式除細動器、輸液用資機材、血中酸素飽和度測定器、心電計及び心電図伝送装置並びに血糖測定器）</p> <p>(3) 買入価格 30,580,000円</p> <p>(4) 買入先 名古屋市熱田区桜田町20番34号 愛知日産自動車株式会社</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条
4 議案提出に伴う影響、効果等	現在配備している災害対応特殊救急自動車を耐用年数経過に伴い更新し、引き続き救急活動を推進していく。

第 5 5 号 議案	瀬戸市介護保険条例の一部改正について																		
担当課・係名	高齢者福祉課 介護保険料係																		
1	<p>条例改正の理由</p> <p>介護保険法施行令の一部改正等に伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>																		
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 所得の少ない第 1 号被保険者に係る保険料について、次の表に掲げるとおり減額する。</p> <table border="1" data-bbox="295 689 1369 1361"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象者</th> <th>改定前</th> <th>令和 2 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階</td> <td>生活保護又は老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方</td> <td>21,946 円</td> <td>16,881 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 段階</td> <td>世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の方</td> <td>33,425 円</td> <td>24,984 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 段階</td> <td>世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方</td> <td>48,955 円</td> <td>47,267 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険料の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。</p> <p>イ 延滞金について、やむを得ない理由があると認める場合は、減免することができる規定を加える。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を公布の日（保険料に関する規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用）とし、所要の経過措置を設ける。</p>			所得段階	対象者	改定前	令和 2 年度	第 1 段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	21,946 円	16,881 円	第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	33,425 円	24,984 円	第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	48,955 円	47,267 円
所得段階	対象者	改定前	令和 2 年度																
第 1 段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者 世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	21,946 円	16,881 円																
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	33,425 円	24,984 円																
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	48,955 円	47,267 円																
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）</p>																		
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>低所得者の保険料の軽減強化のため、消費税率 1 0 % への引き上げにあわせ介護保険法施行令が改正されたことに伴い、低所得者の保険料の軽減賦課を実施し、負担を緩和するもの。</p>																		

第56号議案	瀬戸市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
担当課・係名	国保年金課 医療福祉係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、本市において新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者（発熱等の症状があり感染が疑われる者を含む。）に対する傷病手当金の支給に関する事務を行うに当たり、条例中所要の事項を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>附則において、当分の間、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者（発熱等の症状があり感染が疑われる者を含む。）に対する傷病手当金の支給に係る申請書の受付に関する事務を市が行うこととする特例を規定する。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令等</p> <p>愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第31号）附則第5条</p>	

第57号議案	瀬戸市企業立地促進条例の一部改正について
担当課・係名	産業政策課 企業支援係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>奨励措置の対象に新たにホテル等を加えることにより、産業の振興及び雇用の拡大を図るため、条例中所要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 奨励措置の対象に新たにホテル等を加え、その条件を次の全てを満たす者とする。</p> <p>(ア) 新設又は増設に係るホテル等の投下固定資産総額が5億円以上（中小企業者は1億円以上）であること。</p> <p>(イ) 新設又は増設に係るホテル等の総客室の数が50室以上であること。</p> <p>イ 奨励金の支給に関し、申請から交付までの一連の手續に係る規定を見直し、条例中の該当条文を改める。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和2年9月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>奨励措置の対象として新たにホテル等を加え、本市の産業の振興及び雇用の更なる拡大を目指すもの。</p>

第 5 8 号 議案	瀬戸市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
担当課・係名	産業政策課 農林係
<p>1 議案の概要</p> <p>瀬戸市農業委員会委員の任命につき、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項本文の規定による認定農業者等が委員の過半数を占めることを要件とした場合、委員の任命に著しい困難を生ずることとなるため、同項ただし書により認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについて、議会の同意を求めるもの</p>	
<p>2 議案提出に係る根拠法令</p> <p>(1) 農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 5 項</p> <p>(2) 農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 2 6 年農林省令第 2 3 号）第 2 条第 2 号</p>	

第 5 9 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 議案の概要</p> <p>市道路線について、以下の 5 路線を認定するもの</p> <p>(1) 赤重 9 号線</p> <p>(2) 西米泉 1 0 号線</p> <p>(3) 柳ヶ坪 7 号線</p> <p>(4) 柳ヶ坪 8 号線</p> <p>(5) 若宮 1 3 号線</p>	

2 予算関係

第 6 0 号議案 令和 2 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 5 号）

第 6 1 号議案 令和 2 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

3 人事関係

同意第2号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

同意第3号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

同意第4号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

同意第5号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

同意第6号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

同意第7号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

同意第8号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

同意第9号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

同意第10号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

同意第11号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

同意第12号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

同意第13号 瀬戸市農業委員会委員の任命について

(地域振興部産業政策課)

瀬戸市農業委員会委員の任期満了(令和2年7月19日)に伴うもの

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について (健康福祉部社会福祉課)

人権擁護委員の任期満了(令和2年9月30日)に伴うもの

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について (健康福祉部社会福祉課)

人権擁護委員の任期満了(令和2年9月30日)に伴うもの

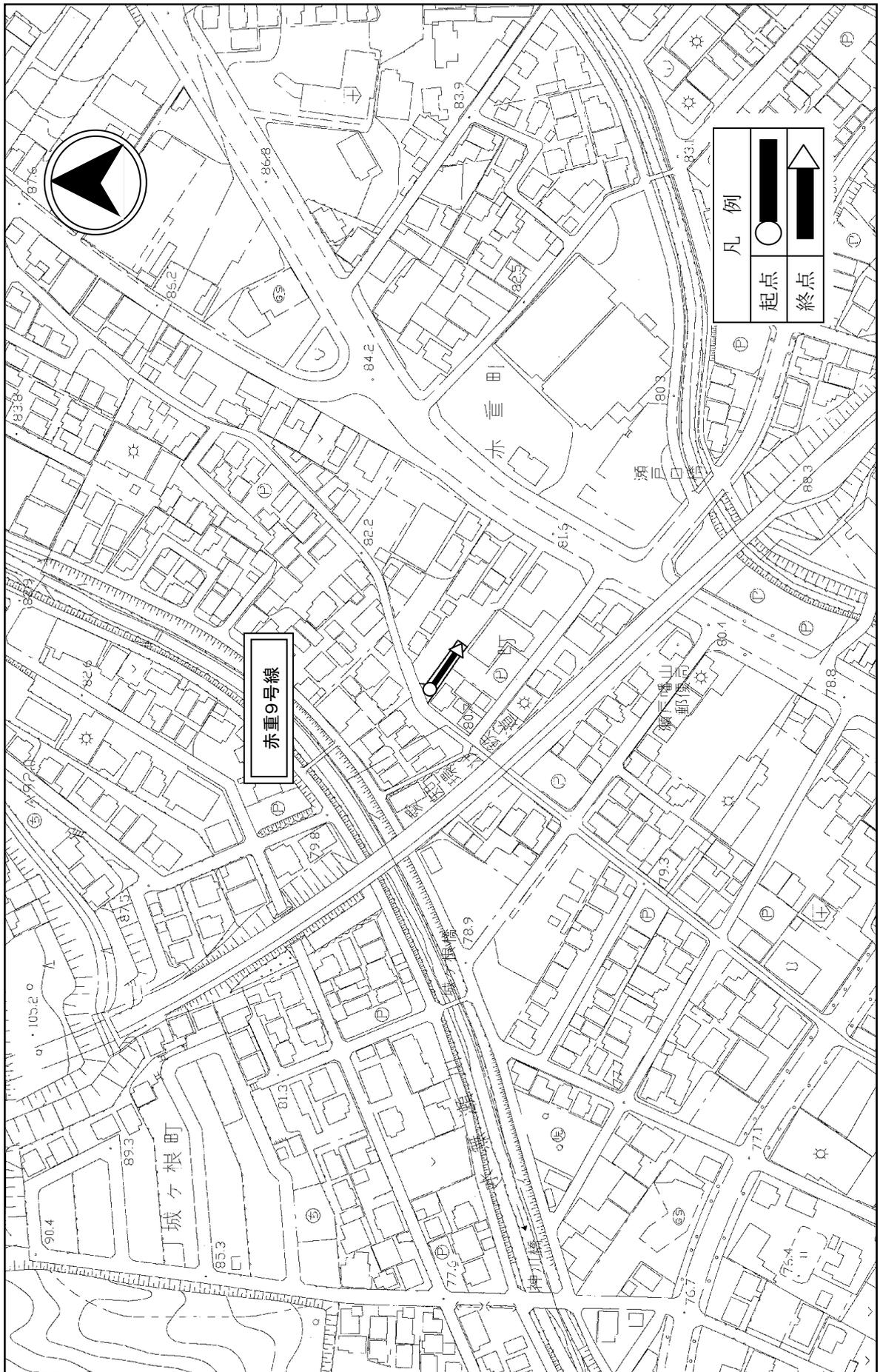
4 報告関係

報告第5号 令和元年度瀬戸市一般会計予算継続費の繰越しについて

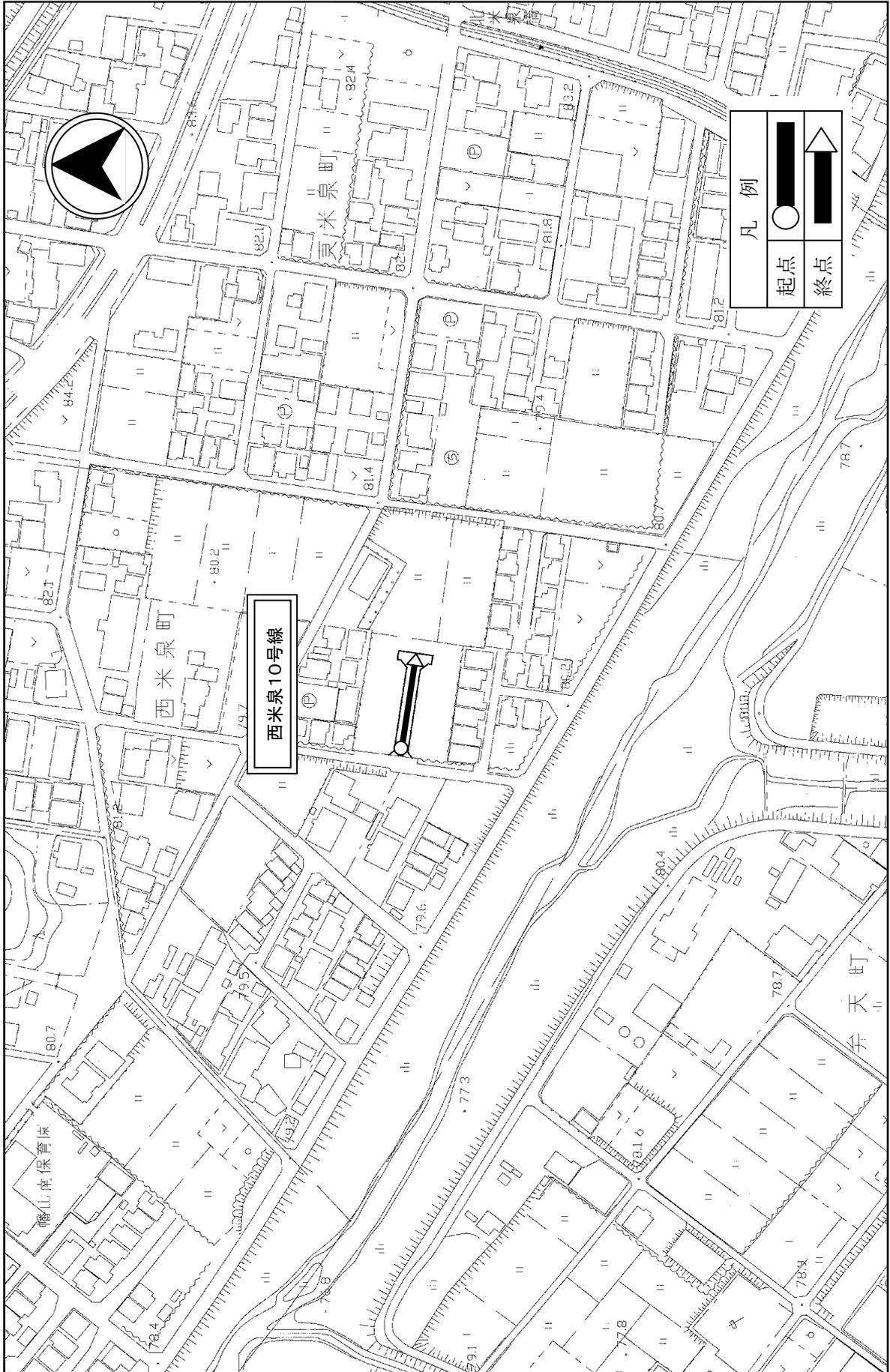
報告第6号 令和元年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

報告第7号 令和元年度瀬戸市一般会計予算事故繰越しについて

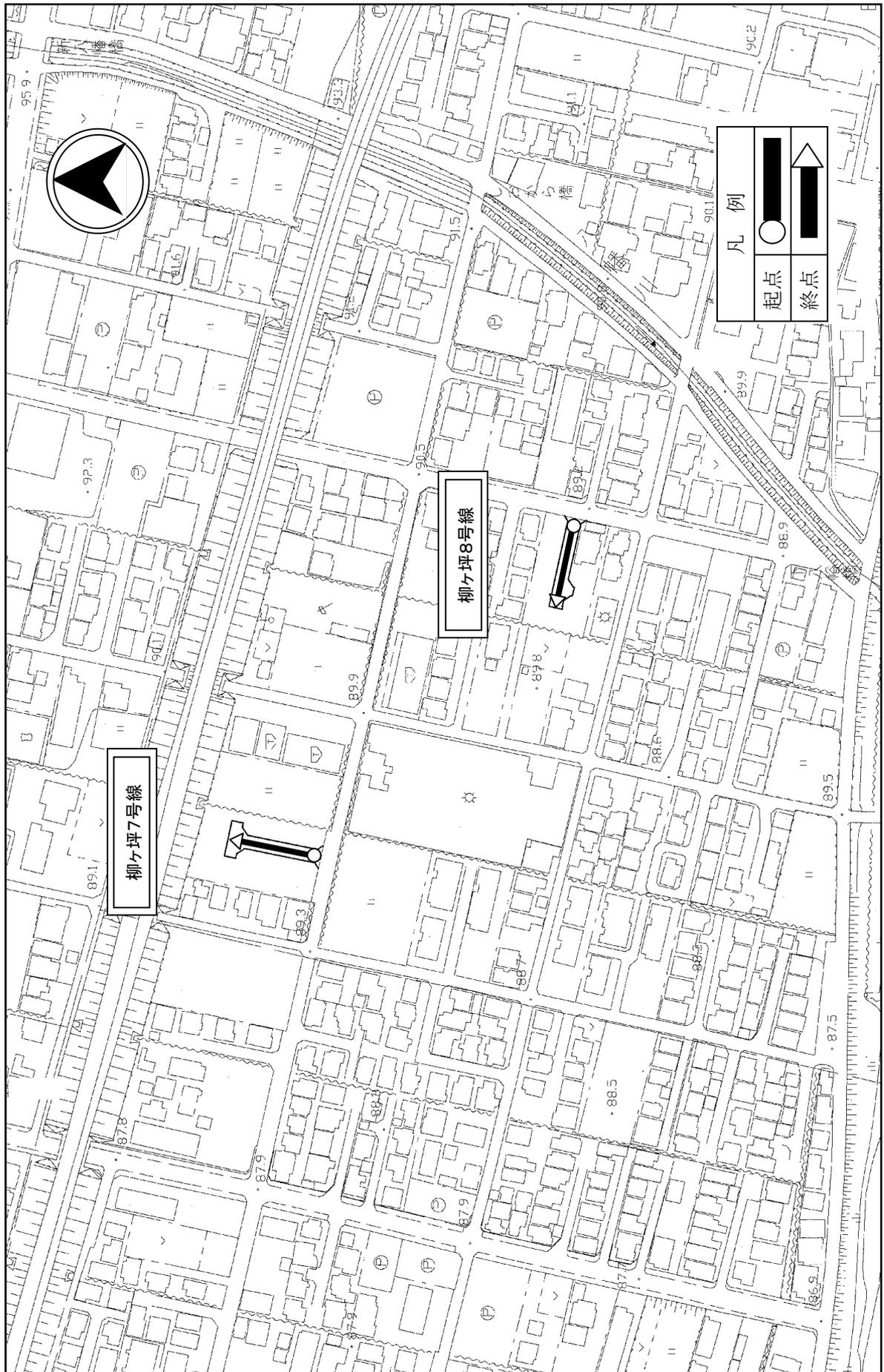
認定路線図



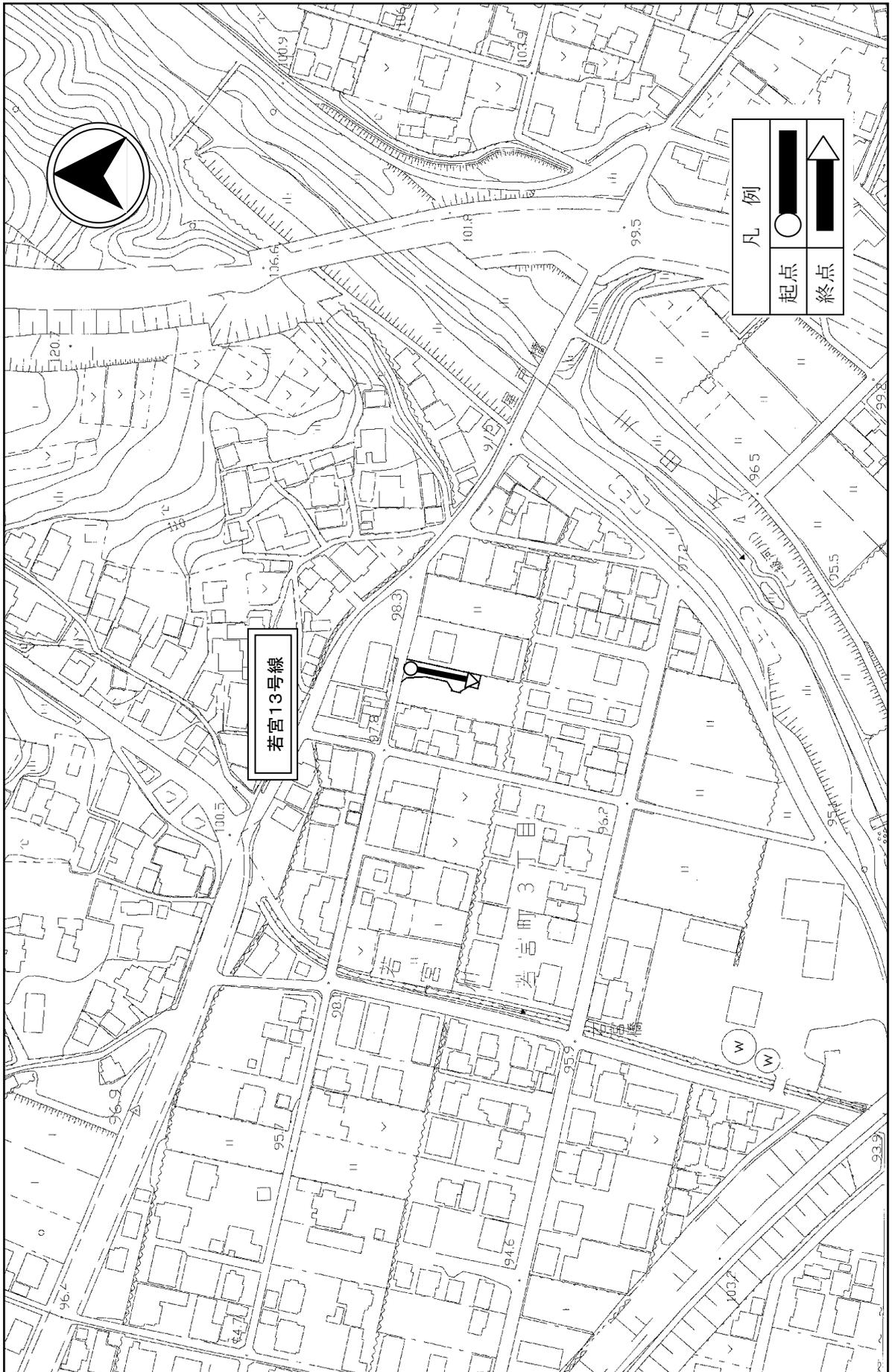
認定路線図



認定路線図



認定路線図



令和2年度 6月補正予算(案)概要

1 予算概要 (単位：千円)

	当 初 A	3月補正 B	4月補正 C	5月補正 D	5月補正 (追加) E	5月補正 (追加2) F	6月補正 G	G の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D+E+F+G	対前年同期比
								国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	38,740,000	▲ 700,519	13,509,969		773,195	73,905	423,876	54,200		① 4,794 ② 364,882	52,820,426	125.6%	
特 別 会 計	24,023,000			1,560			0				24,024,560	89.3%	
国民健康保険事業	11,734,000			1,560							11,735,560	96.9%	
介護保険事業	10,133,000						0				10,133,000	101.4%	
企 業 会 計	8,454,221										8,454,221	239.0%	
合 計	71,217,221	▲ 700,519	13,509,969	1,560	773,195	73,905	423,876	54,200	0	4,794 364,882	85,299,207	117.6%	

①「その他」の説明
 ・寄附金 200
 ・繰越金(寄附金) 2,094
 ・諸収入 2,500

②「一般財源」の説明
 ・繰入金 202,121
 ・繰越金 162,761

2 一般会計 (1) 主な内容 (単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	コミュニティ助成	2,500			2,500		宝くじの収益を原資とした(一財)自治総合センターのコミュニティ助成金を受け、祖母懐連区自治会のコミュニティ活動に対して補助金を交付するもの。
	市税過年度還付金及び還付加算金	130,000				130,000	新型コロナウイルス感染症の影響により、増加が見込まれる市税の還付金及び還付加算金について増額するもの。
民 生 費	高齢者移動支援推進	3,201	3,201				愛知県からの委託を受け、地域の実情に応じた高齢者の移動支援の実証に向けた検討を行うもの。
	子ども・子育て支援施設新型コロナウイルス感染拡大防止	6,990				6,990	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、児童館・児童クラブ等へ子ども用マスク、消毒液等を配布するもの。
	児童クラブ運営	18,587	1,868			16,719	小学校の休校に伴う家庭負担の軽減を図るため、市内児童クラブにおいて実施している長時間開設にかかる追加利用料の無償化や利用自粛要請に伴う利用料還付等について、費用の増加分を負担するとともに利用自粛に伴う減収分を補てんするもの。
	児童クラブ活動補助金	47,153	4,520			42,633	
教 育 費	小学校施設管理(タブレット端末等整備)	84,591				84,591	学校ICT環境の整備を推進するため、1人1台のタブレット端末及び環境を整備するもの。
	中学校施設管理(タブレット端末等整備)	44,570				44,570	
	特別支援学校施設管理(タブレット端末等整備)	3,888				3,888	

3 特別会計 (1) 介護保険事業特別会計
 低所得者層の保険料軽減による補正を行うもの。

行政委員会委員名簿

令和2年5月12日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 高明	H25. 10. 1	H29. 10. 1	R3. 9. 30
寺田 康孝	H28. 10. 1	H28. 10. 1	R2. 9. 30
二宮 あづさ	H28. 10. 1	H28. 10. 1	R2. 9. 30
中根 志保	H30. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
青山 貴彦	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30
田中 直美	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
日比 剛	H22. 12. 15	H30. 12. 15	R4. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R1. 7. 6	R5. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	H29. 9. 30	R3. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 繁紀	H14. 1. 22	R2. 1. 22	R5. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R1. 12. 21	R4. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
加藤 和守	H27. 4. 1	H30. 4. 1	R3. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R2. 1. 20	R5. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R1. 12. 21	R4. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 多喜雄	H25. 7. 1	H29. 7. 1	R3. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
柴田 利勝	R2. 5. 12	R2. 5. 12	R5. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和2年5月12日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
勝谷 哲次	H20.10.1	H28.12.24	R2.12.23
前野 宏衛	H27.7.9	H28.12.24	R2.12.23
戸田 千里	H28.12.24	H28.12.24	R2.12.23
上川 和子	H28.12.24	H28.12.24	R2.12.23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10.3.1	H31.4.1	R4.3.31
野田 真澄	H17.7.1	H29.10.1	R2.9.30
伊藤 良三	H18.10.1	H30.10.1	R3.9.30
加藤 光昭	H29.4.1	R2.4.1	R5.3.31
畔柳 俊雄	H20.4.1	R2.4.1	R5.3.31
矢野 友子	H22.4.1	H31.4.1	R4.3.31
藤本 明伸	H22.7.1	R1.10.1	R4.9.30
今井 順子	H23.7.1	H29.10.1	R2.9.30
中島 富士子	H24.10.1	H30.10.1	R3.9.30
横江 俊次	H25.4.1	H31.4.1	R4.3.31
高島 恵子	H27.10.1	H30.10.1	R3.9.30

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
青山 一郎	H27.6.16	R1.6.16	R5.6.15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
横山 彰	H31.2.20	R1.10.1	R4.9.30

行政委員会委員名簿

令和2年5月12日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
井上 幾夫	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19
加藤 基	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19
加藤 安清	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19
小林 晃久	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19
松原 清	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19
山田 泰司	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	H29. 7. 20	R2. 7. 19

参考資料報告第5号

令和元年度瀬戸市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額				支出及び見込額支込	残額	翌年度繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算額	前年度繰越額	計	計					国庫支出金	市債	その他
10 教育費	1 教育総務費	小中一貫校整備事業	6,449,939,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			3,571,400,000	1,440,085,451	5,011,485,451	4,997,089,523	14,395,928	14,395,928						14,395,928
	2 小学校費	東山小学校校舎大規模改造事業	311,000,000		311,000,000	81,076,521	229,923,479	229,923,479	10,648,479	49,975,000	80,300,000			89,000,000
	3 中学校費	水野中学校校舎大規模改造事業	325,000,000		325,000,000	93,897,421	231,102,579	231,102,579	5,663,579	70,739,000	113,700,000			41,000,000

令和元年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源		市債	円	
						国庫支出金	繰入金			
2 総務費	1 総務管理費	公共施設再生整備事業	37,886,000	37,885,100						37,885,100
		文化センター施設整備事業	387,773,000	379,315,200	10,616,000	245,000,000		96,400,000		27,299,200
		国土強靱化地域計画策定事業	9,460,000	7,150,000						
8 土木費	2 道路橋りょう費	水野駅北口整備事業	46,553,000	46,553,000						46,553,000
		品野曾野線整備事業	20,885,000	20,624,626	8,745,300			6,400,000		5,479,326
		品野窯町2号線整備事業	35,000,000	22,800,000	4,671,000			3,400,000		14,729,000
		道路橋りょう予防保全事業	74,000,000	70,335,176	26,521,000			19,400,000		24,414,176
	3 河川費	交通安全施設等設置事業	40,000,000	40,000,000	16,000,000			16,000,000		8,000,000
		河川・排水路整備事業	51,000,000	32,200,000			11,044,600	21,100,000		55,400
	4 都市計画費	陣屋線整備事業	65,152,000	61,346,986	23,121,000					38,225,986

参考資料報告第6号

令和元年度瀬戸市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源		諸収入	市債	
						国庫支出金	繰入金			
10 教育費	2 小学校費	幡山東小学校増築事業	271,500,000	271,500,000		70,962,000	123,000,000		63,200,000	14,338,000
		掛川小学校大規模改造事業	39,580,000	39,580,000		10,188,000	11,000,000		16,300,000	2,092,000
3 中学校費		小 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク 校 整 備 事 業 内	254,000,000	254,000,000		86,585,000			145,300,000	22,115,000
		幡山中学校大規模改造事業	42,160,000	42,160,000		12,617,000	8,000,000		20,300,000	1,243,000
4 特別支援学校費		中 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク 校 整 備 事 業 内	115,000,000	115,000,000		36,430,000			67,300,000	11,270,000
		特別支援学校校 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク 校 整 備 事 業 内	16,000,000	16,000,000		6,990,000			7,300,000	1,710,000

